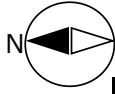


## 令和6年度 佐賀市生活安全推進協議会 会議次第

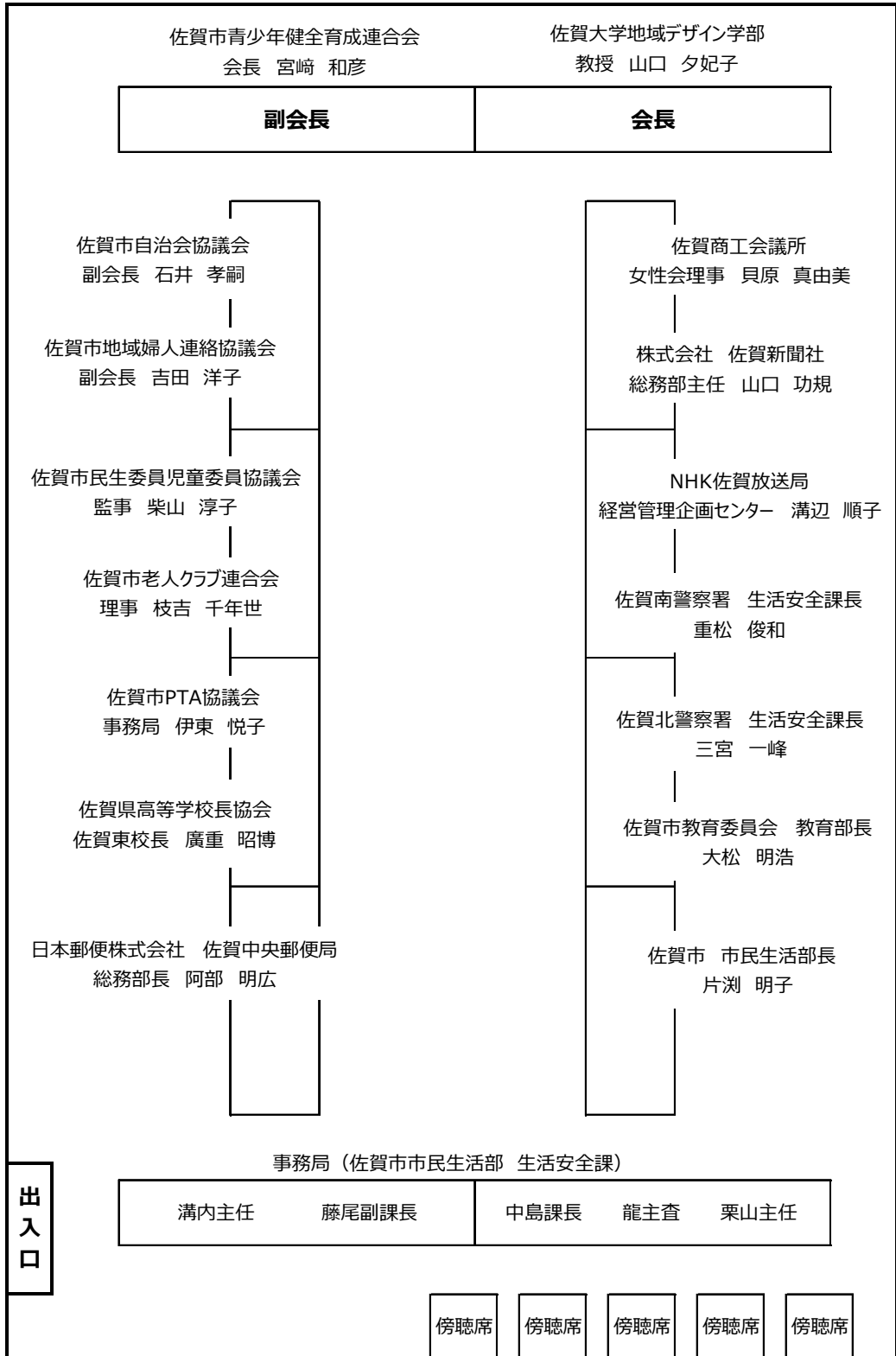
日 時 令和6年9月6日（金）15：00～

場 所 佐賀市役所 本庁舎4階 大会議室

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 辞令交付
- 4 議 事
  - (1) 市内における犯罪の概況について
  - (2) 客引き等に対する規制強化について
- 5 連絡事項
- 6 閉 会



# 令和6年度 佐賀市生活安全推進協議会 席次表



受  
付

出  
入  
口

## 佐賀市生活安全推進協議会 委員名簿

No	新任	所属団体名	氏名
1		佐賀大学芸術地域デザイン学部	ヤマグチ ユキコ 山口 夕妃子
2		佐賀市青少年健全育成連合会	ミヤザキ カズヒコ 宮崎 和彦
3		佐賀市自治会協議会	イシイ タカシ 石井 孝嗣
4		佐賀市地域婦人連絡協議会	ヨシダ ヨウコ 吉田 洋子
5		佐賀市民生委員児童委員協議会	シバヤマ ジュンコ 柴山 淳子
6		佐賀市老人クラブ連合会	エダヨシ チトセ 枝吉 千年世
7		佐賀市子ども会連絡協議会	イシマル マサノブ 石丸 正信
8		佐賀市PTA協議会	イトウ エツコ 伊東 悦子
9		佐賀県高等学校長協会	ヒロシゲ アキヒロ 廣重 昭博
10	新任	日本郵便株式会社 佐賀中央郵便局	アベ アキヒロ 阿部 明広
11		佐賀商工会議所	カイハラ マユミ 貝原 真由美
12		佐賀新聞社	ヤマグチ コウキ 山口 功規
13		N H K 佐賀放送局	ミゾベ ジュンコ 溝辺 順子
14		株式会社サガテレビ	トキサト マサル 時里 優
15	新任	佐賀南警察署	シゲマツ トシカズ 重松 俊和
16	新任	佐賀北警察署	サンノミヤ カズオ 三宮 一峰
17		佐賀市教育委員会	オオマツ アキヒロ 大松 明浩
18		佐賀市	カタフチ アキコ 片瀨 明子

**令和6年度**  
**佐賀市生活安全推進協議会**  
**議事資料**

日時 令和6年9月6日（金）15：00～

場所 佐賀市役所 本庁舎4階 大会議室

# 目 次

	ページ
議事 1 市内における犯罪の概況について .....	1
議事 2 客引き等に対する規制強化について .....	8
《参考資料》	
佐賀市生活安全推進条例 .....	別紙

# 議事 1 市内における犯罪の概況について

## 1 概況 ※令和6年は1月～6月の数値（暫定値）

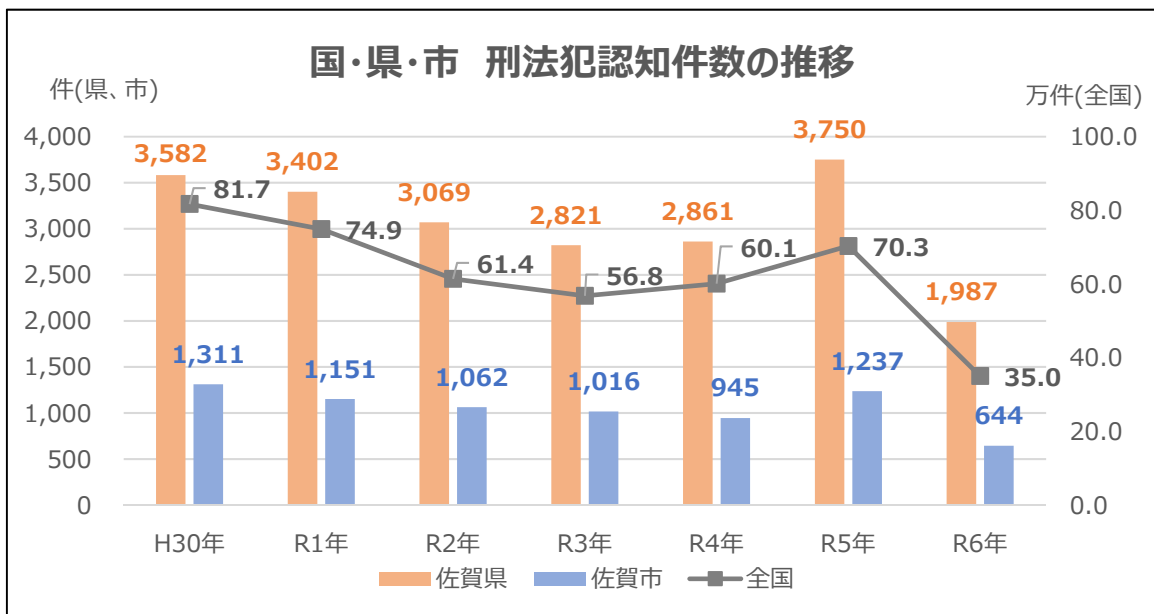
### (1) 刑法犯認知件数の推移

(これまでの状況)

- ・全国における刑法犯認知件数は、平成14年にピーク(285万4,061件)を迎え、その後減少を続けていたが、令和4年に20年ぶりに増加。令和5年は、佐賀県、佐賀市も前年より増加した。

(令和6年上半期の状況)

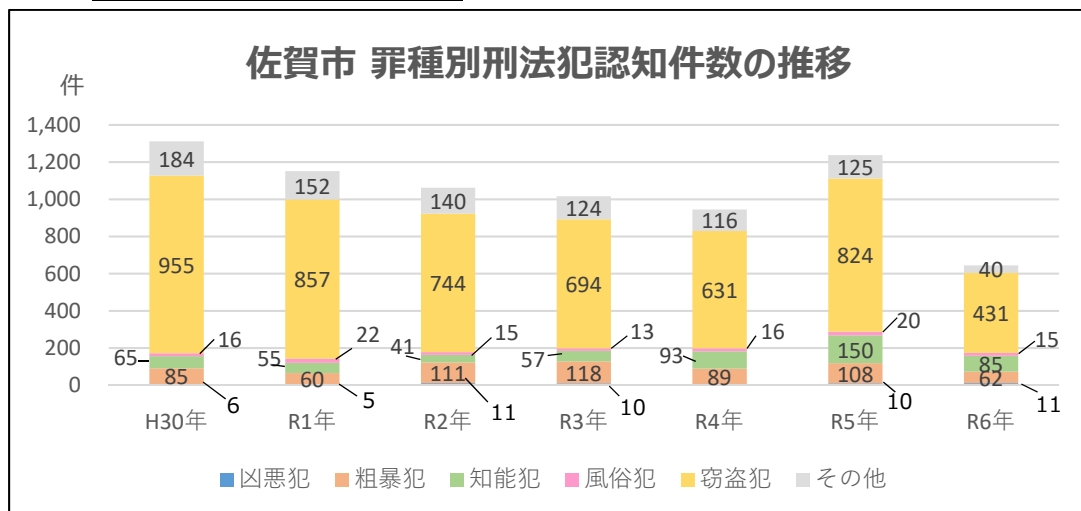
- ・令和5年中の刑法犯認知件数と単純に比較すると、令和6年上半期は、佐賀市や県内においては、すでに前年の総件数の半数を超えており、前年より若干早いペースで増加している。



※R6の数値は1月から6月までの暫定値

### (2) 罪種別刑法犯認知件数の推移

- ・罪種別では、例年自転車盗・万引き等の「窃盗犯」が最も多く、全体の約7割を占めている。
- ・近年は、詐欺等の「知能犯」が増加傾向にあり、令和6年上半期はすでに前年の件数の半数を超えている。

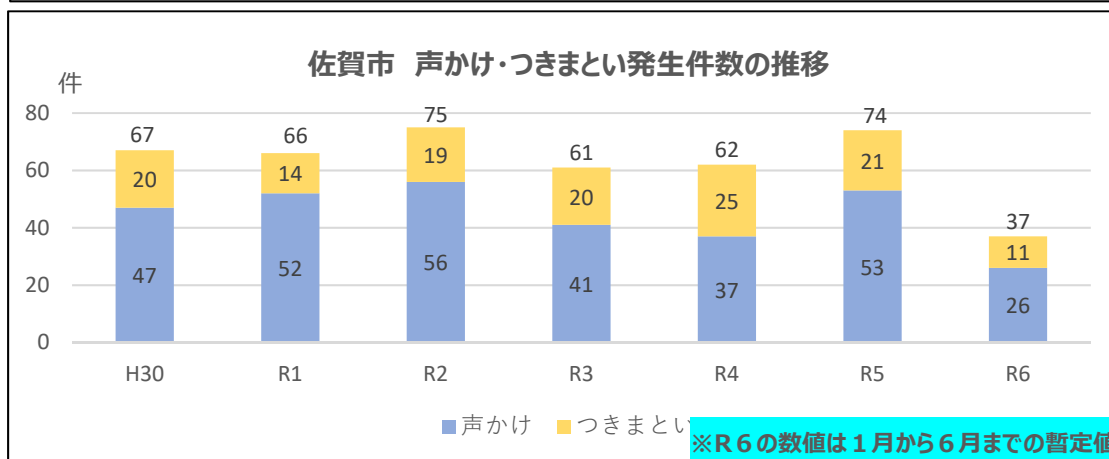
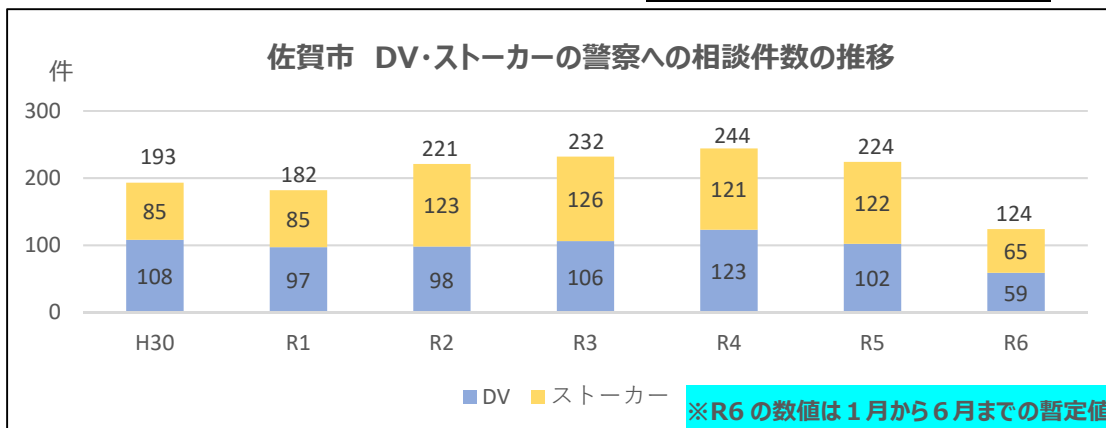


※R6数値は1月から6月までの暫定値

### (3) 高止まり・増加傾向にある事案

・コロナ禍で増えたとされるDVの相談件数は、令和5年に若干減少したものの、令和6年の上半期は、すでに前年の総件数の半数を超えており、前年より若干早いペースで増加している。

・児童等への声かけ・つきまといの発生件数については、前年同様のペースで推移している。

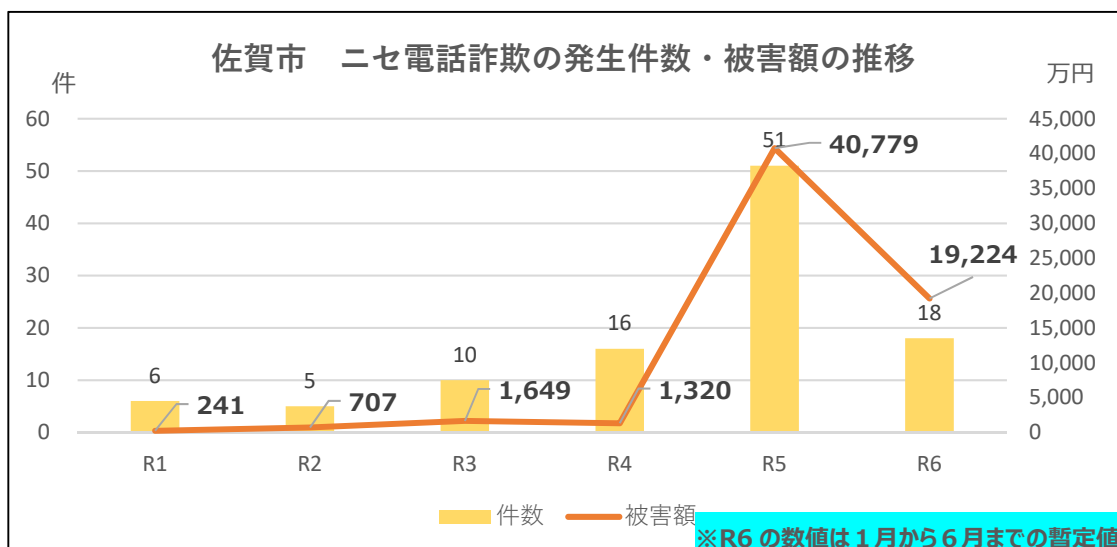


### (4) ニセ電話詐欺の状況

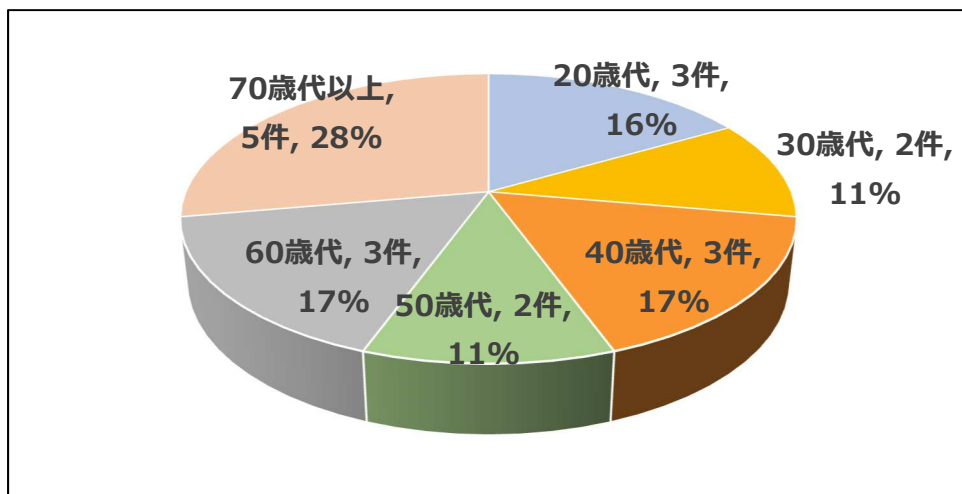
・令和5年はコロナ禍が明け、ニセ電話詐欺の被害が急増。令和6年も多くの被害が発生している。

・手口としては、架空料金請求詐欺や金融商品詐欺などが多い。

・ニセ電話詐欺の被害者については、高齢者だけでなく幅広い年代が被害にあっている。



《令和6年1月から6月までににおける年代別のニセ電話詐欺被害件数》（暫定値）



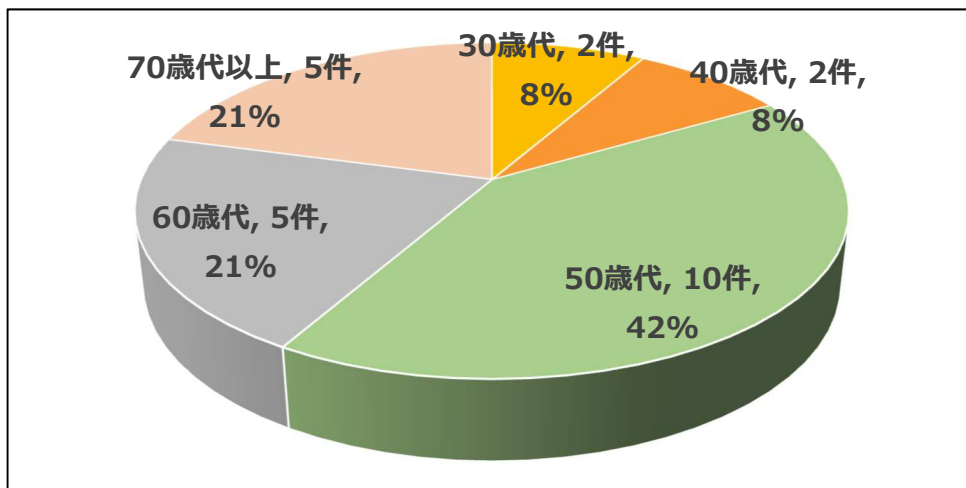
(5) SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺の状況

- ・SNSやマッチングアプリ等を利用した詐欺の被害も近年急増している。
- ・手口としては、SNS等で異性や外国人を名乗り、相手の気を引いた上で、投資話（暗号資産、FX等）を呼び掛けているものが多い。
- ・被害者の年齢層も、ニセ電話詐欺の被害者同様、幅広い年代が被害にあっている。

《佐賀市内における令和6年1月から6月までの被害状況》（暫定値）

手法	件数	被害額	《参考》 令和5年中の被害額
SNS	16件	約1億2,432万円	約2億1,473万円
マッチングアプリ	1件	約398万円	約953万円
出会い系サイト・その他	7件	約9,074万円	約67万円
<b>合計</b>	<b>24件</b>	<b>約2億1,903万円</b>	<b>約2億2,193万円</b>

《令和6年1月から6月までににおける年代別のSNS型投資詐欺・ロマンス詐欺被害件数》（暫定値）



《参考》二セ電話詐欺・SNS 型投資詐欺ロマンス詐欺に関する各関係機関の取組（令和 6 年 1 月～6 月）

関係機関	取組
佐賀南警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詐欺被害防止功勞に対し感謝状贈呈</li> <li>・管内コンビニに対し、二セ電話詐欺防止に向けた依頼文発送</li> <li>・事業所の従事者等に対して広報</li> <li>・高齢者に対し、二セ電話詐欺被害防止広報（平松清風大学）</li> </ul>
佐賀北警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詐欺被害防止功勞に対し感謝状贈呈</li> <li>・自主作成チラシにて広報（金融機関 49 店舗、県理容・美容組合、パチンコ店、大型家電量販店）</li> <li>・民生委員、警友会、佐賀地区防犯協会との協働キャンペーン（イオン佐賀大和店、佐銀鍋島店、八戸溝郵便局、ゆめタウン）（佐賀北郵便局、佐銀医大通り店、佐賀駅南口、J A 土の香）</li> <li>・市内 80 の歯科医院へ広報依頼</li> <li>・えびす FM 出演による広報</li> <li>・高齢者会合等時の二セ電話詐欺等の防犯講座</li> </ul>
佐賀地区防犯協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙「地域安全ニュース」の発行（市内 9,150 部）</li> <li>・冊子「詐欺悪質商法回避術」の作成及び広報</li> <li>・年金支給月の佐賀北署・佐賀市との協働キャンペーン</li> </ul>
佐賀市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座『市内で発生している二セ電話詐欺の状況と対策』</li> <li>・年金支給月の佐賀北署・佐賀地区防犯協会との協働キャンペーン</li> <li>・市ホームページでの周知啓発 （佐賀市内における令和 5 年中の特殊詐欺被害件数と被害額） （県警安全サポート情報）</li> </ul>

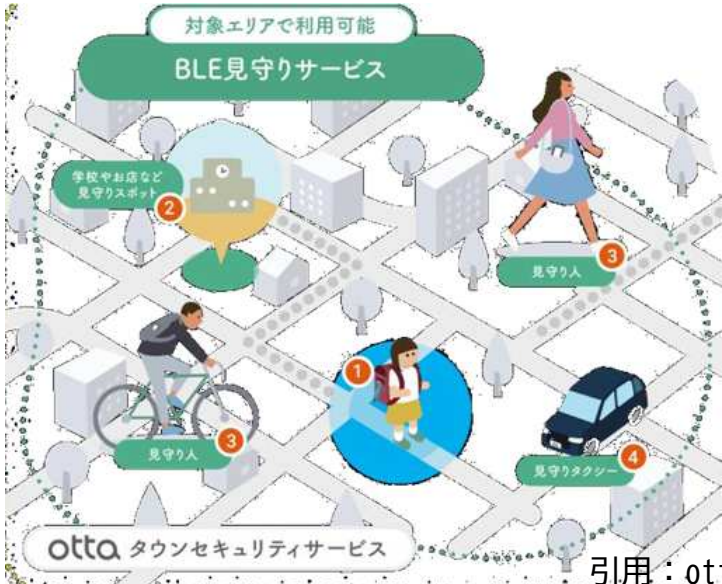
※令和 6 年度佐賀地区防犯協会理事会添付資料より抜粋

## 2 防犯等に関する佐賀市の主な取組状況

※赤字は令和6年度以降の新規の取組

取組名	内容																									
出前講座	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主に地域の高齢者や、幼稚園等の施設を対象に実施</li> <li>・知能犯の増加傾向を受けて、講座メニューとして「まちかど防犯講座」に加え令和5年度から「特殊詐欺について」を新設し、啓発を強化</li> </ul> <p>≪講座実績≫ ※R6年度は6月末時点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7回</td> <td>6回</td> <td>37回</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>287人</td> <td>290人</td> <td>1,153人</td> <td>294人</td> </tr> </tbody> </table>	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	7回	6回	37回	12回	287人	290人	1,153人	294人													
R3年度	R4年度	R5年度	R6年度																							
7回	6回	37回	12回																							
287人	290人	1,153人	294人																							
中学校向け防犯教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐賀市暴力団排除条例に基づき、毎年市内の全ての中学校（18校）で防犯教室を実施（市が12校、県警が6校対応）</li> <li>・内容は、暴力団加入防止、薬物乱用防止等</li> </ul>																									
みんなで防犯プロジェクト	<p>佐賀市、日本セキュリティ振興協会、防災・防犯自販機協会の三者による「防犯カメラ及び災害対応型自動販売機の設置・運用に関する協定」を締結（令和5年10月13日）</p> <p>※公民館や公園など14施設に災害対応型自販機を設置し、自販機の収益をもとに繁華街に令和6年3月に6台の防犯カメラを新たに設置・稼働</p>																									
防犯カメラの設置、運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が設置・管理している防犯カメラ</li> </ul> <p>【佐賀駅周辺】…16台、【バスセンター】…4台</p> <p>【エスプラッツ周辺】…12台、【街頭等】…6台 <u>（合計38台）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺で事件等が発生した場合は、必要に応じて警察へ情報提供もしている。</li> </ul> <p>≪警察への情報提供件数≫ ※R6年度は6月末時点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駅・BC</td> <td>26件</td> <td>20件</td> <td>30件</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>エスプラッツ</td> <td>13件</td> <td>11件</td> <td>17件</td> <td>11件</td> </tr> <tr> <td>街頭等</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>39件</td> <td>31件</td> <td>47件</td> <td>17件</td> </tr> </tbody> </table>	区分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	駅・BC	26件	20件	30件	5件	エスプラッツ	13件	11件	17件	11件	街頭等	—	—	—	1件	計	39件	31件	47件	17件
区分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度																						
駅・BC	26件	20件	30件	5件																						
エスプラッツ	13件	11件	17件	11件																						
街頭等	—	—	—	1件																						
計	39件	31件	47件	17件																						

取組名	内容																								
街頭啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二セ電話詐欺や警告詐欺等の特殊詐欺防止を重点的に呼びかける「安心安全なまちづくり街頭キャンペーン」を実施【駅前交流広場】（令和5年12月18日）</li> <li>・警察と合同で行った取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新入学児童の見守り活動（神野小学校）</li> </ul> </li> <li>・年金支給日における防犯広報活動【COMBOX 前】</li> <li>・自転車施錠及び交通安全の呼びかけ【佐賀大学構内】</li> <li>・SAGA 見守り・マナーアップ作戦（全3回参加）【JR佐賀駅周辺】</li> </ul>																								
市報、HP等での啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市HP上に「県警安全サポート情報」及び「SNS等を利用した詐欺に関する情報」等を随時掲載</li> <li>・市ホームページに「佐賀県迷惑行為防止条例」の一部改正について掲載（新着情報にも掲載）</li> <li>・市報8月1日号に「佐賀県迷惑行為防止条例」の一部改正について掲載（客引き禁止地域のエリア掲載）</li> </ul>																								
犯罪被害者等支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活安全課を「犯罪被害者総合相談窓口」として、被害者支援ネットワーク佐賀 VOISS とも連携しながら各種相談を受付</li> <li>・生活安全課への相談状況 ※R6年度は6月末時点 <table border="1" data-bbox="568 1189 1267 1283"> <thead> <tr> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7件</td> <td>4件</td> <td>7件</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>・VOISS への相談状況（佐賀市分） ※R6年度は6月末時点 <table border="1" data-bbox="568 1339 1267 1433"> <thead> <tr> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>222件</td> <td>452件</td> <td>227件</td> <td>104件</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>・R6年度で多い相談内容（延べ件数）：殺人（21件）、強制性交等（16件）、強制わいせつ（15件）</li> <li>・佐賀 VOISS 職員や県の犯罪被害者支援コーディネーターを講師とした庁内研修を実施</li> <li>・県、県警、VOISS、市の4者主催で「犯罪被害者支援フォーラム」を開催予定【メートプラザ佐賀】（令和6年11月20日）</li> <li>・「佐賀市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等の経済的負担の軽減等を目的として見舞金を支給</li> <li>・見舞金の支給状況 ※R6年度は6月末時点 <table border="1" data-bbox="568 1937 1177 2031"> <thead> <tr> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3件</td> <td>0件</td> <td>1件</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ul>	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	7件	4件	7件	1件	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	222件	452件	227件	104件	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	3件	0件	1件	0件
R3年度	R4年度	R5年度	R6年度																						
7件	4件	7件	1件																						
R3年度	R4年度	R5年度	R6年度																						
222件	452件	227件	104件																						
R3年度	R4年度	R5年度	R6年度																						
3件	0件	1件	0件																						

取組名	内容																
<p>子ども見守りサービス “otta”</p>	<p>・ICTを活用した「見守りサービス」の導入</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※「見守りサービス」とは…</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓小学生が、Bluetooth 機能のついた見守り端末を携帯</li> <li>✓学校や郵便局等の見守りスポットや、見守り人アプリをダウンロードした人とすれ違うことで位置情報を記録</li> </ul> </div>  <p>引用：otta HP</p> <p>※令和5年5月からサービス開始</p> <p>現在の導入校：勸興小、神野小、高木瀬小、若楠小、兵庫小、巨勢小、赤松小、<b>循誘小、北川副小</b></p> <p>《関連協定》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・佐賀市、日本郵便による郵便局の地域ネットワークを生かした「安全・安心なまちづくり協定」を締結（令和4年11月30日）</li> <li>・佐賀市、otta、伊ワタニ九州の三者による「見守りサービスの導入に関する協定」を締結（令和4年12月22日）</li> </ul>																
<p>佐賀地区防犯協会の活動支援</p>	<p>・佐賀市から佐賀地区防犯協会へ負担金を支出</p> <p>《主な活動》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯カメラ等設置助成制度（5万円/申請）</li> <li>・「こども110番の家」のぼり旗等の啓発用品配布</li> <li>・青色回転灯付パトロール車による重点警戒 など</li> </ul> <p>《防犯カメラ等の設置助成金交付件数》 ※R6年度は6月末時点</p> <table border="1" data-bbox="564 1848 1369 2000"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成件数</td> <td>5件</td> <td>7件</td> <td>10件</td> <td>4件</td> <td>7件</td> <td>10件</td> <td>6件</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	助成件数	5件	7件	10件	4件	7件	10件	6件
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6										
助成件数	5件	7件	10件	4件	7件	10件	6件										

# 議事 2 客引き等に対する規制強化について

## 1 「佐賀県迷惑行為防止条例」の一部改正

近年の飲食街における客引きや客待ち行為などの迷惑行為を取り締まるため、客引き等の規制対象業種の拡大や規制対象行為の追加など、佐賀県迷惑行為防止条例の一部が改正された。

### 施行日

令和6年9月1日

### 主な改正内容

#### (1) 規制対象業種の拡大

ストリップショー、ソープランド等の性的サービス店に加え、キャバクラ等（接待を伴うサービス店）やメンズエステ等（深夜に専ら異性の身体に接触するサービス店）、風俗案内所等についての客引き行為等も規制対象

#### (2) 規制対象行為の追加

客引き等する行為に加えて、対償を供与して客引き等をさせる行為、通行人等に対する誘引（呼び込み・ビラ配り等）行為、従業員への誘引・勧誘（スカウト）行為、指定区域（以下の区域図参照）における客待ち行為が追加



### (3) 新たな規制に対する罰則の新設

- ①対償を供与して客引き等をさせた者に対し、  
100万円以下の罰金、(常習)6月以下の懲役又は100万円以下の罰金
  - ②客や従業員への誘引・従業員への勧誘に対する中止命令違反に対し、  
30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料
  - ③指定地域における客待ちに対する中止命令違反に対し、  
20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料
- の罰則が新設

### (4) 両罰規定の新設

不当な客引き行為等に対して、使用者、法人に対しても罰金刑

## 2 佐賀市における周知・啓発について

令和6年7月	市ホームページ掲載
8月	市報8月1日号掲載(佐賀県警察本部記事)

## 3 今後の予定について

- 佐賀大学をはじめ市内大学等の学生への周知(客引きバイトをしない、違反店舗を利用しない)
- 安心安全なまちづくりキャンペーンなど、関係機関と連携した周知・啓発活動

○佐賀市生活安全推進条例

平成17年10月1日

条例第23号

改正 平成19年9月25日条例第135号

(目的)

第1条 この条例は、市民の生活安全意識の高揚、自主的な生活安全活動の推進及び生活安全のための環境整備を図り、もって安全で住みよい社会を実現することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、この条例の目的を達成するために、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 市民の生活安全意識を高揚させるための啓発活動
- (2) 生活安全に対する市民の自主的活動の推進
- (3) 生活安全のまちづくりに向けての環境整備
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市長は、前項に規定する施策の実施に当たっては、当該施策に係る機関、団体等との連絡及び調整を図るとともに、佐賀市生活安全推進協議会の意見を聴くものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、この条例の目的を達成するための施策が効果的に行われるよう協力するとともに、自ら生活安全上必要とする措置を講ずるよう努めなければならない。

(生活安全推進協議会の設置等)

第4条 生活安全に関する施策に関し協議を行うため、佐賀市生活安全推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、委員20人以内で組織する。

3 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民の生活安全に係る行政機関の職員等
- (3) 地域の生活安全推進のために活動する団体の代表者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、生活安全に関し識見がある者で市長が必要と認めるもの

4 協議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 市長は、必要があると認めるときは、協議会に佐賀市生活安全推進連絡会議を置くことができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者その他参考人の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(表彰)

第7条 市長は、生活安全活動に関して功績のあった者に対して、表彰を行うことができる。

(補則)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 合併前の大和町防犯推進に関する条例(平成7年大和町条例第20号)第7条及び富士町防犯条例(平成7年富士町条例第17号)第6条に規定する防犯推進員は、この条例の規定にかかわらず、平成18年3月31日までに限り、合併前の例により設置することができる。

(川副町、東与賀町及び久保田町の編入に伴う経過措置)

3 編入前の川副町防犯条例(平成6年川副町条例第18号)第7条に規定する防犯サポーター、東与賀町防犯条例(平成7年東与賀町条例第13号)第7条に規定する防犯推進員及び久保田町防犯条例(平成7年久保田町条例第15号)第7条に規定する防犯推進員は、この条例の規定にかかわらず、川副町、東与賀町及び久保田町の編入の日から平成20年3月31日までの間に限り、編入前の例により設置することができる。

(平19条例135・追加)

附 則(平成19年9月25日条例第135号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。